

第90号議案

春日市児童センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、春日市須玖児童センターの管理を指定管理者に行わせることとしたい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市児童センター条例の一部を改正する条例

春日市児童センター条例(平成20年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「可能な者」を「可能なもの」に改める。

第4条第2項中「市長が」を「第9条に規定する指定管理者(次条第2項及び第6条において「指定管理者」という。)は、」に改め、「認めるときは」の次に「、市長の承認を受けて」を加える。

第5条第2項中「市長が」を「指定管理者は、」に改め、「認めるときは」の次に「、市長の承認を受けて」を加える。

第6条中「市長」を「指定管理者」に、「、次」を「次の各号」に改める。

第9条中「のうち春日市光町コミュニティセンター、春日市毛勝児童センター及び春日市白水児童センター(以下「指定児童センター」という。)」を削る。

第10条及び第13条第1項第4号中「指定児童センター」を「児童センター」に改める。

第14条を削る。

第15条中「指定児童センター」を「児童センター」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 施行日から春日市須玖児童センターの指定管理者となるものに係る指定の手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。